

神医保発第 958 号  
令和 6 年 9 月 9 日

事業主 様  
事務担当者 様

神奈川県医療従事者健康保険組合  
理事長 菊岡 正和



## 現行の健康保険証廃止と関連事業について

この度、国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、現行の健康保険証は「令和 6 年 12 月 2 日に廃止」となり、新規発行が終了となります。

今後は、医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）で行う仕組みとなります。

廃止時点で発行済みの健康保険証は、経過措置により「廃止日から最長 1 年間」は使用可能です。

なお、健康保険証の廃止に際し、マイナ保険証を所有しない方等への対応については下記のとおり予定しております。

つきましては、国の方針に基づく「現行の健康保険証廃止」、「資格情報のお知らせ・資格確認書」の発行事業並びに「マイナンバーを含む資格取得届等の期限内提出と正確性の確保」について、事業主並びに加入者の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 「現行保険証の廃止」について

##### (1) 廃止時点で現行の保険証をお持ちの方

- ① 経過措置により廃止後 1 年間（令和 7 年 12 月 1 日まで）使用可能
- ② 経過措置の期間に資格喪失した場合は回収・返却して下さい。
- ③ 経過措置終了後の回収・返却は不要です。

#### 2. 「資格情報のお知らせ」の発行

##### (1) 目的

- ① マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるようにするため。
- ② マイナ保険証と一体で携帯することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等も受診しやすくするため。

(2) 対象者と発行時期・記載内容

① 令和6年8月16日時点の全加入者（被保険者・被扶養者）

- ・時期 令和6年10月9日（予定）
- ・記載内容 被保険者資格等＋マイナンバー下4ケタ

② 令和6年8月17日以降の新規加入者

- ・時期 令和6年12月（予定）
- ・記載内容 被保険者資格等

※12月以降の加入者は随時発行

(3) 発行方法

① 事業所様を經由して配布をお願いします。

② 5人の世帯まではひとつの封筒に封入し、6人以上の場合は全て個人単位で封入されます。

※行き違いで既に資格喪失している加入者の「資格情報のお知らせ」は、お手数ですが当組合に返送して下さい。

(4) 様式等 紙媒体〔A4〕（別添1）

※様式等は変更となる場合があります。

(5) 資格喪失した場合 回収・返却は不要です。

### 3. 「資格確認書」の発行

(1) 目的

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることが出来ない状況にある方について、医療機関等へ提示することで保険診療を受けられるようにするため。

(2) 対象者と発行方法

- ① 現行保険証の経過措置終了時点で、マイナ保険証を所有していない方
- ・当組合が国からの職権交付用情報に基づき一括発行します。

(令和7年11月頃)

② 廃止以降に新規加入する被保険者・被扶養者

- ・資格取得届、被扶養者異動届の交付希望欄により発行します。

※届出は、今後、国からの通知に基づき改定します。

- ・届出に希望が無い方で、マイナ保険証の非保持者である方については、当組合が国からの職権交付用情報に基づき発行するため、届出から一定の期間を要することになります。

③ 廃止以降に現行の保険証を紛失又は券面の記載事項に変更がある方

- ・申請により発行します。

④ マイナンバーカードの紛失、更新やマイナ保険証での受診が困難で介助者等が資格確認を補助する必要がある方

・申請により発行します。

※申請書は、今後、国からの通知に基づきお示しします。

※資格確認書は現在の保険証と同様に、事業所様を經由して配布をお願いします。

(3) 様式 (別添2)

※様式は変更となる場合があります。

- ① サイズ カード型
- ② 材 質 プラスチック

(4) 記載内容

[氏名] [性別] [生年月日] [被保険者記号・番号・枝番] [保険者名・番号・所在地] [資格取得・交付年月日] [有効期限] [住所記載欄] [被保険者氏名 (被扶養者のみ)]

(5) 有効期限 令和11年12月1日 (最長5年間)

(6) 資格喪失した場合 回収・返却して下さい。

4. マイナンバーカードで受診するための留意点

別添のリーフレットをご覧ください。

5. その他

- (1) 「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の送付先は、現在の保険証と同様の宛先にお送りいたします。
- (2) 「現行の健康保険証廃止と関連事業」の詳細については、今後決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。
- (3) オンライン資格確認等に関する情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【 事務担当 】

事務局 個人情報保護管理課

TEL 045-641-3400

(整理番号)06860\_00000001\_00

(種別)ご本人(被保険者)様

06860

UBS01事業所-----\*

SZ00001

所属01

京橋 本人様

(社員コード)SH0000000000001(記号番号)6860- 1-00

4618ANX0000001#  
0000001 1/2UBS01健康保険組合  
(保険者番号)06139999  
東京都中央区堀留町99番99号

(電話番号)03-1234-1234

## 資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

なお、このお知らせのみでは受診できません。

## あなたの加入する健康保険の資格情報

令和 6年 6月11日時点

記号	6860	番号	1	(枝番) 00
氏名	京橋 本人			
フリガナ	キョウバシ ホニン			
負担割合	2割 (令和7年3月31日まで有効)			
資格取得年月日	平成 2年 1月 8日			
保険者名	UBS01健康保険組合			

## あなたの個人番号(マイナンバー)

現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は、次のとおりですのでご確認ください。  
(12桁のうち下4桁のみ表示)

▲表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

個人番号	**** ** 0510	※12桁のうち下4桁のみ表示しています。
------	--------------	----------------------

## スマートフォンでの資格情報確認方法

スマートフォンをお持ちの方は、右記の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。



## &lt;マイナ保険証&gt;が利用できない場合

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

※右の「資格情報のお知らせ」を切り取ってご利用いただくことも可能です。

## 資格情報のお知らせ

令和 6年 6月14日発行

UBS01健康保険組合  
(保険者番号)06139999記号6860番号1 (枝番)00  
氏名京橋 本人  
負担割合 2割 (令和7年3月31日まで有効)

▲ 受診の際には、必ず&lt;マイナ保険証&gt;とあわせてご提示ください。

# 健康保険の資格情報のお知らせと 個人番号(マイナンバー)確認のお願いについて

日頃より、健康保険組合の活動にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、厚生労働省からの依頼に基づき、**加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくこと**を目的に、健康保険組合が把握している加入者情報(個人番号の下4桁含む)を、皆さまにお知らせすることとなりました。

同封の「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い」(以降「資格情報のお知らせ」と呼ぶ)の記載事項をご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。



使ってみよう!  
マイナ保険証

## ご確認ください

### 「資格情報のお知らせ」に記載されている 内容に誤りはないですか?

※「負担割合」欄については、通知時点において、70歳以上の高齢受給者の方のみ一部負担金の割合を表記しています。なお、70歳未満の方は、記載なし(空白)としています。

同封の「資格情報のお知らせ」に記載されている個人番号(マイナンバー)下4桁の数字が、あなたの個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致しているか、ご確認をお願いいたします。

同封の「資格情報のお知らせ」  
※どちらか1通が同封されています。



誤りがない場合

**大切に保管ください**

※医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合など、マイナンバーカード+「資格情報のお知らせ」で受診が可能です。

誤りがある場合

**健康保険組合へ  
ご連絡をお願いします**

※問い合わせ先は、「資格情報のお知らせ」に記載しています。

お送りした「資格情報のお知らせ」に記載されている内容に変更があった場合は、マイナポータルにログインすることで自身の最新の「資格情報」を確認することができますので、マイナポータルにログインの上、ご確認ください。





# マイナ保険証を一度使ってみませんか?



## マイナンバーカードで受診するメリット

### 安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

### 便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

## マイナンバーカードで受診するための準備

### 1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

#### 申請 ※以下から選択



#### 受け取り

- ① ハガキが届く
- ② 受け取りに行く



#### 詳しくはこちら



マイナンバーカード  
総合サイト

2へ

### 2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

#### 医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます



#### スマホから

- ☑ 下記3つを準備
  - ① マイナンバーカード
  - ② マイナンバーカード読取対応のスマホ
  - ③ アプリ「マイナポータル」のインストール
- マイナポータル
- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



#### セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ!

#### ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証  
利用の申込み



(表 面)

健 康 保 険 資 格 確 認 書	本人 (被保険者)	年 月 日 交付								
記 号	番 号	(枝番)								
氏 名										
性 別										
生 年 月 日		年 月 日								
資格取得年月日		年 月 日								
一部負担金の割合・発効年月日	割	年 月 日								
有 効 期 限		年 月 日								
保険者番号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>									
保険者名称		印								
保険者所在地										

(裏 面)

住 所		
備 考		
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名 (自筆)： _____ 家族署名 (自筆)： _____</p>		

# マイナンバーカードで受診するための留意点

POINT  
01

マイナンバーカードで受診するためには、事前に資格記録の登録が必要です。

2023年4月以降、医療機関や薬局など（以下、「医療機関」という。）では、「オンライン資格確認」の導入が義務化されており、マイナンバーカードで診療を受ける患者については、診察前に医療保険の資格記録を確認します。

【資格記録の確認ができると保険診療（原則3割負担での診療）を受けることができます。】



医療機関



患者（加入者様）



受診



医療機関



資格確認

※オンライン資格  
確認等システム

※オンライン資格確認等システムとは、国民の資格記録を収録するためのシステムのことをいいます。

医療機関が患者の資格記録を確認するためには、事業所から届書※を受けた健保組合が、医療保険の資格記録をオンライン資格確認等システムへ登録する必要があります。

※届書とは、入社時や扶養家族を追加するときに届出する資格取得届、被扶養者届のことをいいます。（以下同様）



健保組合



事業所



届出



健保組合



登録

オンライン資格  
確認等システム

**【重要】：マイナンバーカードで受診するためには、事業所の届出と健保組合の登録が必要です。**

【登録が完了するまではマイナンバーカードでの受診はできませんので、ご注意ください。】

ご自身の記録の登録状況を確認する方法は、裏面のPOINT4を参照ください。

POINT  
02

事業所の届出と健保組合の登録は、法令で期限が定められています。

事業所からの届書は、加入者が資格取得するとき（事業所に入社するとき、扶養家族を追加するときなど）に必要となり、法令により、事実があった日（例えば入社日）から5日以内に健保組合に届出することが求められています。

なお、事業所から届書を受けた健保組合も、

法令により、届書を受けた日から5日以内にオンライン資格確認等システムに資格記録を登録することが求められています。



事業所

事業所は届書を  
5日以内に届出



健保組合

健保組合は資格記録を  
5日以内に登録

オンライン資格  
確認等システム

**【重要】：当健保組合では、原則、事業所から届出があった日から5日後に資格記録を登録しています。**

【5日後に登録ができない例外ケースは、裏面のPOINT3【重要】を参照ください。】





**POINT 03**

**届書には、マイナンバーの記載が必須です。**

事業所が健保組合に届出する届書には、加入者様の**マイナンバー**、**住民票に記載された氏名・生年月日・性別・住所の情報**が、**正確に記載されている必要があります**。（健保組合が資格記録を登録するときにも、上記の情報が必要となります。）

(例) 資格取得届のマイナンバー記載欄

被保険者1	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (姓) _____ (名) _____ (姓) _____ (名) _____	③ 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	④ 種別 被扶養者 0. 無 1. 有
	⑤ 取得区分 1. 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号	⑦ 取得(該当)年月日 9.令和 年 月 日	⑧ 備考
	⑨ 報酬月額 ⑨(通貨) _____ 円 ⑩(現物) _____ 円	⑪(合計⑨+⑩)	⑫ 備考	
	⑬ 住民票住所			理由:

**【重要】**：届書の情報が正確でない場合は、調査に時間を要することから、登録が遅延することがあります。  
正確な情報を速やかに事業所に提供いただきますようお願いします。

**POINT**

**マイナンバーの正確性の確認について**

届書にマイナンバーを記載したあとは、法律（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）で、正しく記載されているか確認することが求められています。

被扶養者のマイナンバーは .. **被保険者** が確認してください。

被保険者のマイナンバーは .. **事業主** が確認してください。

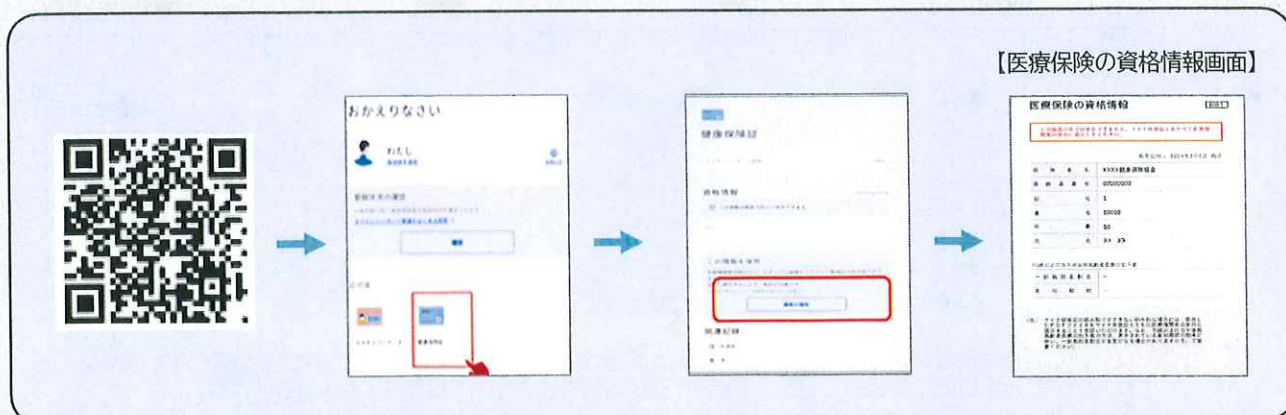
届出するときは、マイナンバーに記載誤りがないか、ご確認いただきますようお願い致します。

**POINT 04**

**加入者様ご自身の資格記録の登録状況は、マイナポータルで確認できます。**

マイナンバーカードで受診できないことを防ぐために、**事前にマイナポータル※にアクセスして**、医療保険の資格情報画面に最新の情報が登録されていることを確認してください。

医療保険の資格情報画面が確認できれば、マイナンバーカードで受診する準備は完了です。



※マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスのことをいいます。上記QRコードまたはweb、アプリからログインすることができます。